

宮城県屋外広告物制度 (条例改正等)説明会

県では看板などの屋外広告物について、「屋外広告物法」、「屋外広告物条例」に基づき、良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止等の観点から必要な規制を行っています。

近年、全国的に老朽化した屋外広告物による事故が多発しています。県では安全対策を強化するため、条例を改正し、平成30年4月1日から屋外広告物の安全点検制度を導入することとしましたので、この条例改正内容の説明会を下記のとおり開催いたします。

1. 説明会の内容

- 屋外広告物制度の概要について
 - ・屋外広告物とは
 - ・屋外広告物を表示する者の義務
 - ・許可の手続きについて
 - 等
- 宮城県屋外広告物条例の改正内容について（平成30年4月1日施行）
 - ・点検義務等の改正内容について
 - ・安全点検の実施方法について
 - ・屋外広告物の管理者について
 - ・安全点検結果の報告と報告書の記載例
 - 等

2. 主な改正内容

- ①屋外広告物の安全点検の実施を義務付け（はり紙等の簡易広告物は除く）
- ②許可の更新時に安全点検結果の報告を義務付け（平成30年7月1日施行）
- ③高さが4mを超える屋外広告物又は高さ4m以下で許可期間が1年を超える屋外広告物について、資格を有する者による管理を義務付け（平成30年4月1日より施行）
※対象となる資格
屋外広告士、屋外広告美術仕上げ技能士、職業訓練修了者、屋外広告物講習会修了者 等

3. 申込方法

- 別添の申込様式に必要事項を記載し、下記申込先に**郵送又は電子メールにて送付**してください。
- 会場の都合により定員がございます。申込人数が定員に達した場合はその時点で申し込みを締め切りとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 申込先
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県 土木部 都市計画課 行政班 （担当：渡辺、白鳥）
電話：022-211-3132 電子メールアドレス：tosikes@pref.miyagi.lg.jp
- 申込期限
平成30年2月7日（水）（郵送の場合は当日消印まで、電子メールの場合は当日受信分まで有効）

- 参加費は無料です。
- 受付時にお申込内容を確認いたしますので、申込様式の控えをご持参ください。
- 県のホームページから様式をダウンロードすることができます。
(URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tosikei/okugai.html>)

会場案内図



《大河原会場（大河原合同庁舎）》

日程：平成30年2月14日（水）
14：00～15：15（受付 13：30～）

場所：宮城県大河原合同庁舎大会議室
（柴田郡大河原町字南129-1）

定員：50名



《大崎会場（大崎合同庁舎）》

日程：平成30年2月20日（火）
14：00～15：15（受付 13：30～）

場所：宮城県大崎合同庁舎 501会議室
（大崎市古川旭四丁目1-1）

定員：50名



《仙台会場（宮城県自治会館）》

日程：平成30年2月28日（水）
〔午前の部〕10：30～11：45（受付 10：00～）
〔午後の部〕14：00～15：15（受付 13：30～）

場所：宮城県自治会館200, 201会議室
（仙台市青葉区上杉一丁目2-3）

定員：各回 60名

※仙台会場は県庁近隣の県民駐車場（有料）をご利用いただけますが、駐車台数に限りがございますので、ご来庁の際は公共交通機関をご利用ください。

ご不明な点等がございましたら下記にお問い合わせください
宮城県 土木部 都市計画課 行政班（担当：渡辺，白鳥）
電話：022-211-3132